

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が 2割になる方へのお知らせ

窓口負担割合が2割となる方には**負担を抑える配慮措置**があります。
払い戻し先口座の事前登録をお願いします

- ◆ 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等※1で一定以上の所得がある方※2は、医療費の窓口負担割合が2割になります。窓口負担割合が2割となる方には**負担を抑える配慮措置**(下記参照)があります。
- ◆ **今回郵送する申請書**は、窓口負担割合が2割負担となる方で、**配慮措置による払い戻し先口座が登録されていない方**に、**払い戻し先の口座の事前登録をお願いします**のものです。 ※3
- ◆ 口座を登録いただくことで、払い戻しが生じた場合、その口座に後日自動的に払い戻されます。

窓口負担割合が2割となる方の負担を抑える配慮措置

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増加額を3,000円までに抑えます**（入院の医療費は対象外です）。
- 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱いとなり、そうでない場合は、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を**後日高額療養費として払い戻します**。
- 払い戻しとなる方は、**今回登録していただく払い戻し先の口座へ後日自動的に払い戻します**。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増を
3,000円までに抑えます。

※1 65～74歳で一定の障がいの状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

※3 今回登録されない場合には、払い戻しが生じた際に、申請のための書類を改めてお届けします。



窓口負担割合の見直しに伴う 高額療養費の還付 を装った詐欺に注意!!

自治体の職員等が以下のことをすることは
絶対にありません

- × 郵送せずに電話や訪問で口座情報登録をお願いすること
- × 通帳をお預かりすること
- × ATMの操作をお願いすること
- × 受給に当たり、手数料の振り込みを求めること
- × メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること

不審に思ったらご相談ください。

- お住まいの市区町村担当窓口
- 最寄りの警察署または警察相談専用電話 **#9110**
- 消費者ホットライン(局番なし) **188 (いやや!)**

医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせ

都道府県の「後期高齢者医療広域連合」または
市区町村の「後期高齢者医療担当窓口」までお問い合わせください。
今回の制度改正の見直しの背景等に関するご質問等は、
厚生労働省コールセンター(0120-002-719)に
お問い合わせください。

※コールセンター対応時間：月曜日～土曜日の9時～18時（日曜日・祝日・年末年始は休業）